

# 事業ごみは 事業者の責任で 適正な処理を！



## 事業ごみとは！

調理くず、お茶がら、伝票や資料等の書類、プラスチック類、事務用品、OA機器、びん、缶など事業所から生じる、すべてのごみが対象となります。



## 事業者とは！

規模の大小にかかわらず、営利を目的として事業を営む者に限らず、また公共公益事業等も含めたあらゆる事業活動を営む者を言います。



## 事業者の責務！

### 事業者の処理責任「廃棄物の処理および清掃に関する法律第3条」

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

※廃棄物の処理方法は裏面をご参照ください。



## 事業ごみは町内のごみ置場には出せません！

市が収集するのは、家庭の日常生活から出されたごみだけです。

事業ごみは、許可業者に処理を委託するか、事業者が処理施設に持込んで処理してください。



## 注意

野外焼却、不法投棄  
は法律により、禁止されて  
います。

《裏面へ》



## 許可業者に委託するときは！

法律に基づき許可を受けた業者に処理を委託（有料）してください。

### 【お問い合わせ先】

- 一般廃棄物について

「一般廃棄物処理業協同組合」 (TEL 096-285-8882)

※もしくは市ホームページの「一般廃棄物収集運搬業業者名簿」を参照。

- 産業廃棄物について

「(一社) 熊本県産業資源環境協会」 (TEL 096-213-3356)



## 自社で処理施設に持込むときは！

### 【お問い合わせ先】

- 燃やすごみ（可燃性ごみ）

「東部環境工場」 東区戸島町 2570 (TEL 096-380-8211)

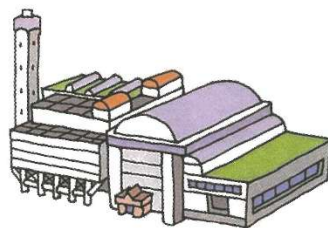
「西部環境工場」 西区城山薬師 2-12-1 (TEL 096-329-0900)

### 環境工場をご利用の皆様へ

環境工場には古紙類の持込みはできません！

(シュレッダー処理した紙及び機密文書等を含む。)

搬入の際、焼却ごみの中に再生利用可能な古紙類が多量に混入している場合は搬入をお断りする場合があります。



- 埋立ごみ（不燃性ごみ）

「扇田環境センター」 北区貢町 1567 (TEL 096-245-2696)

#### <処理手数料>

##### 【事業系一般廃棄物】

| 焼却施設・埋立施設     | 処理手数料         |
|---------------|---------------|
| 環境工場・扇田環境センター | 150 円／10kg ごと |

##### 【産業廃棄物】

| 処理施設           | 処理手数料          |
|----------------|----------------|
| 環境工場（焼却施設）     | 155 円／10kg ごと  |
| 扇田環境センター（埋立施設） | ※160 円／10kg ごと |

※熊本県産業廃棄物税の課税額を含む料金です。

(注) 産業廃棄物を初めて持ち込まれる場合は廃棄物計画課にまずお問い合わせください。

- 資源物（びん、缶、古紙類など）

民間の許可業者及び専門業者

(市ホームページの「処分業者名簿」を参照。)

## 熊本市環境局 (熊本市中央区手取本町 1 番 1 号)

- 事業ごみ対策課 (TEL 096-328-2362)

- 廃棄物計画課 (TEL 096-328-2359)